

令和 7 年度 相模原市スポーツ施設ネーミングライツ（募集型）募集要項

1 募集の趣旨

財源の確保及び市民サービスの向上を図るため、相模原市のスポーツ施設にネーミングライツを導入します。

2 募集対象施設

施設名	住所
相模原市立相模原球場	相模原市中央区弥栄 3 丁目 1 番 6 号
小山公園ニュースポーツ広場	相模原市中央区小山 4 丁目 1 番

3 応募ができる者

- (1) 募集の趣旨に賛同し、ネーミングライツスポンサーとなることを希望する企業等が対象です。
- (2) 応募者の本社・本店所在地は、相模原市内外を問いません。
- (3) 相模原市ネーミングライツ導入方針に掲げる規制業種に該当する場合は、応募できません。

【参考】相模原市ネーミングライツ導入方針に掲げる規制業種

- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)で、風俗営業と規定される業種
- イ 風俗営業類似の業種
- ウ 消費者金融
- エ たばこ
- オ ギャンブルに係るもの
- カ 法律の定めのない医療類似行為を行うもの
- キ 占い、運勢判断に関するもの
- ク 政治性又は宗教性のある事業を行うもの
- ケ 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- コ 特定商取引に関する法律(昭和 51 年法律第 57 号)により、連鎖販売取引と規定される業種
- サ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)及び会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)による再生・更生手続中の事業者
- シ 不当景品類及び不当表示防止法(昭和 37 年法律第 134 号)に違反しているもの
- ス 代表者等(役員及び経営に事実上参加している者)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条に掲げる暴力団の構成員等であるもの
- セ 相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱(平成 8 年 4 月 1 日施行)により、競争入札の参加を制限されているもの

- ソ 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- タ 各種法令に違反しているもの
- チ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ツ 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者

4 ネーミングライツの取扱い

- (1) 条例に規定する施設名称の変更を行うものではありませんが、施設に対して企業名や商品名（ブランド名）等の企業愛称を付することが可能です。
- (2) 利用者の混乱を避けるため、契約期間中に企業愛称を変更することはできません。また、条例上の名称を併記させていただくことがあります。
- (3) 応募いただく「企業愛称案」については、次の点に留意してください。
 - ① 公共の施設、スポーツ施設としてふさわしいものであること
 - ② 施設の使用目的（例 野球場=球場）が分かるものであること
 - ③ 「相模原」を含むなど、相模原市の施設名称としてふさわしいものであること

5 スポンサーメリット

ネーミングライツ契約が成立した場合、当該施設に企業愛称を付するほか、市は企業等に次のスポンサーメリットを付与することがあります。

- (1) 広報印刷物やホームページなど、市が当該施設を表記する場合は、原則として企業愛称を使用します。

※ その他、媒体や内容によっては対応できない場合もあります。

- (2) 当該施設における既存の看板やホームページの表示を企業愛称に変更することができます。

※ 市との協議によって、企業愛称を用いた看板を新たに設置することもできます。

※ 表示の変更及び看板の設置、撤去等の費用については、スポンサーによる負担とします。

- (3) 施設周辺の案内看板等を企業愛称に変更することができます。

※ 市や関係機関との協議が必要となります。

※ 費用については、スポンサーによる負担とします。

- (4) 契約終了年以降の契約継続に関しては優先交渉権があります。

※スポンサーメリットの付与は、ネーミングライツを導入する対象施設ごとに、設置目的や関連法令等の規定を踏まえ、企業等との協議のうえ、決定します。

6 契約条件

内容	相模原市立相模原球場	小山公園 ニュースポーツ広場
契約金額 (年間)	600万円以上 (消費税及び地方消費税込)	250万円以上 (消費税及び地方消費税込)
契約期間	5年以上	
企業愛称の使用開始時期	協議により決定(令和8年4月頃を予定)	

※応募にあたっての費用及び契約締結に係る費用は応募者の負担とします。

7 募集スケジュール

(1) 応募方法

別添「相模原市スポーツ施設ネーミングライツ(募集型)募集申込書」に必要事項を記入の上、必要書類を添付し、受付期間内に持参又は郵送にて「12 お問合せ先」まで提出してください。

(2) 受付期間

令和7年11月14日(金)から令和7年12月12日(金)まで

- ・持参の場合は、市の休日を除く午前8時30分から午後5時までにお越しください。
- ・郵送の場合は、令和7年12月12日(金)必着とします。

(3) 質問方法

応募に関して質問がある場合は、令和7年11月27日(木)正午までに「相模原市スポーツ施設ネーミングライツ質問書」を「12 お問合せ先」までEメールにて提出してください。Eメールによる質問は、タイトルを「ネーミングライツ質問」としてください。

※質問に対する回答は、順次市ホームページに掲載します。

8 選定方法

- (1) 募集後、選定委員会において、提案内容、経営状況、企業理念、企業愛称、金額、期間、その他市民へのメリット等を勘案し、ネーミングライツの優先交渉権の付与について決定します。

募集期間内に同一施設に対して、複数の応募があった場合は、選定委員会で順位付けを行います。

- (2) 結果については、応募者に対し、文書で通知します。

- (3) 優先交渉権を付与した応募者と契約の詳細について交渉を行い、契約内容が合意に至り次第、契約を交わします。

なお、優先交渉権を付与された応募者との間で契約合意の可能性が無いと市が判断した場合は、次点の候補者と契約交渉を行うものとします。

- (4) 選定過程において、必要に応じて市民等へ意見聴取（アンケート）を実施する場合があります。

9 命名権料の使途

施設等の更なるサービス向上のために必要な事業の財源に充当します。

10 契約の解除

契約当事者の事情又は瑕疵により、当該施設の愛称の維持が困難な場合、契約期間中に相模原市ネーミングライツ導入方針に掲げる規制業種に該当することとなった場合には、契約を解除することがあります。契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、スポンサー企業等の負担とします。

11 応募・参考資料

- (1) 相模原市スポーツ施設ネーミングライツ（募集型）募集申込書【様式1】
- (2) 応募者の条件に関する確約書【様式2】
- (3) 暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書【様式3】
- (4) 相模原市スポーツ施設ネーミングライツ質問書【様式4】
- (5) 施設の概要（相模原市立相模原球場・小山公園ニュースポーツ広場）
- (6) 相模原市ネーミングライツ導入方針

12 お問い合わせ先

〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15 第2別館4階

相模原市市民局スポーツ施設課

電話 042-769-8288（直通）

E-mail sp-shisetsu@city.sagamihara.kanagawa.jp